

令和5年2月28日

1. 出席議員

1 番	西	一郎	9 番	中村	一堯
2 番	宮崎	幸宏	10 番	勝屋	弘貞
3 番	笠継	健吾	11 番	伊東	茂
4 番	中村	日出代	12 番	徳村	博紀
5 番	池田	廣志	13 番	福井	正
6 番	杉原	元博	14 番	松尾	征子
7 番	樋口	作二	15 番	松田	義太
8 番	中村	和典	16 番	角田	一美

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	染川	康輔
事務局長補佐	樋口	貴司
議事管理係長	富岡	明美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	田	崎		靖
総務部理事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長兼税務課長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
総務課長兼選挙管理委員会事務局参事		白	仁	田	和
企	画	山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
市	民	山	崎	智	香
保	險	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
産	業	三	ヶ	島	正
商	工	山	口		洋
農	林	江	島	裕	臣
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	橋	川	宜	明
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	中	村	浩	一郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰
監	査	陣	内		忍

令和5年2月28日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第2 議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第3 議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定について（大綱質疑、文教厚生
産業委員会付託）
- 日程第4 議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定について（大綱質疑、文教厚生
産業委員会付託）
- 日程第5 議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の
制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第6 議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質
疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第12号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第13号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給
条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採
決）
- 日程第9 議案第14号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第15号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第16号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第17号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について（質疑、
討論、採決）
- 日程第13 議案第18号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第19号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第20号 令和4年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について

(質疑、討論、採決)

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

ここでお諮りします。議案第11号から議案第20号までの10議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第11号から議案第20号までの10議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 報告第1号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1. 報告第1号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分事項の報告を行います。

議案書1ページを御覧ください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、下記のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

1、専決処分した年月日は、令和4年12月23日です。

2、損害賠償の額は、56,111円。

3、損害賠償の相手方は、氷削機を所有している市内の会社でございます。

4、事件の概要ですが、令和4年8月2日、北鹿島小学校放課後児童クラブにて、夏休み期間中のかき氷会イベントのため、市内の会社から氷削機を借用いたしました。イベント終了後、支援員が氷削機を運搬する際に手を滑らせ地面に落下させたことにより、氷削機のカバーやモーター部分が破損をいたしました。破損部分の修理費用を市が全額負担することで、令和4年12月23日に相手方との示談が成立をいたしました。

イベントの開催については日頃から安全に留意して行うよう指導をしておりますが、今後はなお一層徹底を図ってまいりたいと思います。

以上、報告をいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第2 議案第7号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2．議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

それでは、私のほうから議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は8ページから、議案説明資料は1ページからとなります。

まず、議案書の8ページをお願いします。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものです。

改正内容等につきましては、議案説明資料で説明いたします。

議案説明資料の2ページをお開きください。

1の制定理由です。これが本条例の第1条に当たります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われ、令和5年4月1日より施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものです。

次に、2の法改正の背景です。

これまで個人情報保護については、国、独立行政法人、民間、地方自治体が機関ごとに法令等を規定していましたが、それぞれが制度を有していたことで生じていた不均衡、不整合を解消するため全国的に統一されることになっております。

またあわせて、制度全体の所管についても、高い独立性、中立性を有する国の個人情報保護委員会に一元化されることとなります。

下の図は改正前と改正後のイメージ図となっております。

3ページを御覧ください。

3の制定のポイントです。

法の施行後は法の規定に基づいて個人情報保護制度が運用されますが、開示決定等の期限、開示請求の手数料及び審査請求に係る諮問など、必要な事項について定める条例を鹿島市で

制定することになります。

また、この条例の制定に伴いまして、現行の鹿島市個人情報保護条例が廃止となります。

次に、4、条例の概要です。

まず、(1)条例を適用する機関です。これが条文の第2条に当たります。

条例が適用される実施機関につきましては、下の表にありますように、旧条例に規定された実施機関から議会を除いたものとなります。これは改正法では国会や裁判所が対象外とされておりまして、地方公共団体の機関からも議会を除く規定があることから、新条例の実施機関から除くものです。

議会が保有する個人情報の保護については、別途議会で定められることとなります。

次に、(2)個人情報ファイル簿の作成及び公表です。これが本条例第3条に該当します。

これは法の規定に基づきまして実施機関が行う各事務のために個人情報をデータベース化した個人情報ファイルについて、ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録範囲、収集方法、提供先などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表するというものです。

次に、4ページを御覧ください。

(3)開示決定等の期限です。

①期限及び期限の延長です。これが第4条に当たります。

改正法の規定では保有個人情報の開示請求に係る決定等の期限について30日以内と定められておりますが、鹿島市においては旧条例における取扱いを維持して、14日以内としております。

また、事務処理上の困難その他の正当な理由がある場合の期限延長について、法では30日以内に限り延長と規定されておりますが、こちらも旧条例の取扱いを維持して、15日以内に限り延長としております。

次に、②期限の特例です。これが第5条に当たります。

業務に支障が生じるほどの大量の開示請求があった場合には、延長した期限内までに処理可能なものについて決定を行い、残った部分については、相当の期間内に決定を行う特例を定めております。

特例の期限について、法では通常の場合と延長の場合、それぞれ30日以内を合わせて60日以内と規定されておりますが、鹿島市の施行条例では通常の場合、延長の場合をそれぞれ14日以内と15日以内としていることから、合わせて29日以内と規定をしております。

次に、5ページを御覧ください。

(4)開示請求に係る費用です。これが第6条に当たります。

費用につきましては、旧条例同様、請求に係る手数料を無料とし、コピー代や郵送希望時の郵送料の実費相当について請求を行うものとしたします。

次に、(5)訂正決定等の期限及び利用停止決定等の期限です。これが第7条から第10条に

該当するところです。

これらの請求に係る決定等の期限、期限の延長、特例の期限について、法では30日、30日、合わせて60日と規定されておりますが、施行条例においては、さきに御説明いたしましたとおり、開示決定等の期限の規定同様、旧条例の規定を踏襲し、下の表のとおり期限を定めております。

次に、(6)審査請求に係る諮問です。これが第11条、第12条に当たります。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、または開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為に対して審査請求がなされた場合は、鹿島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしております。

なお、審査会は旧条例の制度においても、審査請求のほか、個人情報の収集、利用についての審議を行ってきた実績があり、法に基づく新たな制度においても適切な審議が可能と考えております。

次に、(7)個人情報の適正な取扱いの確保です。これが第13条に当たります。

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することとしております。これについては、旧条例においても審査会に諮問を行う規定があることから、今回の施行条例においても審査会に諮問することとしております。

具体的な例としましては、市民の権利、義務に関わるような重要な改正を行う場合や、条例の廃止を行う場合、制度に関する安全管理規定や運用上の規定を定めるような場合を想定しております。

最後に、5、条例の施行期日についてですが、改正法の施行日に合わせ、令和5年4月1日としております。

私のほうからの説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第7号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託をいたします。

日程第3 議案第8号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定についての審議に入ります。
当局の説明を求めます。嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案説明資料は6ページになります。

提案理由でございますが、鹿島市民文化ホールの設置に伴い、条例を整備したいので、この案を提出するものでございます。

内容について議案説明資料で説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

1の制定理由といたしましては、市民の文化・芸術活動の振興及び市民相互の交流を図り、魅力的でにぎわいのある豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的として、鹿島市民文化ホールを設置することに伴い、条例を制定するものでございます。

次に、2の施設概要ですが、鹿島市民文化ホールの所在地は、鹿島市大字納富分2643番地1です。

構造及び面積につきましては、鉄筋コンクリート造り4階建て、延べ床面積が2,678平方メートルとなります。

特徴としましては、音響特性に優れたシューボックス型のホールとなっており、ステージの広さは生涯学習センターの4倍、旧市民会館の2倍、また、ホールと交流ラウンジの一体活用が可能な造りとなっています。

諸室名称・仕様等についてですが、ホールの客席は751席となっており、音楽、演劇、講演会、商業展示など、様々なジャンル、演目に対応するホールとなっております。

ホワイエは、光あふれる空間でコミュニケーションができるホワイエとなっています。

交流ラウンジは、ホールと一体的に利用する場合、客席が最大800席まで拡充可能となります。

このほか、楽屋3室、楽屋事務室、シャワールーム、練習室、多目的室2室を備えております。

開館時間につきましては午前9時から午後10時まで、休館日は毎週月曜日のほか、祝日の翌日、年末年始の12月28日から1月4日までとなっております。

3の鹿島市民文化ホールの活用についてですが、鹿島市民文化ホールは「市民が日常的に集い、鹿島の地域文化創造の拠点となる「まちの晴れ舞台」」を基本コンセプトとしており、鹿島市民文化ホール、市庁舎、新世紀センター、生涯学習センター等の公共施設が立地するエリアを市民活動の拠点と位置づけて、行政サービス、防災、生涯学習、市民交流等の中核となる拠点づくりを目指します。

また、鹿島市民文化ホールの1階及び2階には展示コーナーを設け、現在の鹿島市民俗資料館に収蔵している資料をはじめ、鹿島市の歴史、文化等の貴重な資料を展示する鹿島市ふ

るさと資料館を設置します。

4の使用料については、7ページから8ページにかけて記載をしております。

ホール使用料については1時間当たりの冷暖房込みの料金となっており、金額の設定については、利用者負担や近隣市町との均衡等を考慮し、近隣市町や近年建設された類似施設の使用料を基に算出しています。

附属施設備品使用料については、附属施設備品の購入費用や耐用年数等を考慮し、近隣市町及び近年建設の類似施設の附属施設備品使用料等を基に算出しています。

5のこれまでの主な経過及び今後の予定は9ページに記載をしております。

6の完成イメージについても9ページに写真を載せております。

7の配置図・平面図は10ページ、11ページ、12ページに載せております。

8、施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日としております。

続きまして、条例の内容を御説明申し上げます。

議案書は15ページになります。

第1条には、市民の文化・芸術活動の振興及び市民相互の交流を図り、魅力的でにぎわいのある豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的として、鹿島市民文化ホールを設置することを定めています。

第2条には、施設の位置を定めています。

第3条には、ホールの管理運営を教育委員会が行うことを定めています。

第4条には、開館時間について定めています。

第5条には、休館日について定めています。

第6条には、使用の許可について定めています。

第7条には、特別設備等の許可について定めています。

第8条には、使用許可の制限について定めています。

第9条には、使用料について定めています。

第10条には、使用料の不還付について定めています。

第11条には、使用料の減免について定めています。

第12条には、許可外使用又は権利譲渡の禁止について定めています。

第13条には、使用許可の取消等について定めています。

第14条には、原状回復義務について定めています。

第15条には、損害賠償について定めています。

第16条には、入場の制限について定めています。

第17条には、立入検査について定めています。

第18条、第19条、第20条、第21条、第22条には、指定管理者制度に関する事項を定めてい

ます。将来的に指定管理者制度へ移行する場合に備えているものです。

第23条には、この条例の施行に関して必要な事項について教育委員会規則で別に定めることを規定しています。

附則第1項には、施行期日について定めています。

附則第2項には、準備行為について定めています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第8号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

日程第4 議案第9号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は22ページ、議案説明資料は13ページになります。

提案理由でございますが、鹿島市ふるさと資料館の設置に伴い、条例を整備したいので、この案を提出するものでございます。

内容について議案説明資料で説明いたしますので、13ページを御覧ください。

1の制定理由といたしましては、鹿島市の民俗、歴史、文化その他郷土に関する貴重な資料の収集及び保存とその活用を図り、もって市民の文化の向上に資するため、鹿島市ふるさと資料館を設置することに伴い、条例を制定するものでございます。

現在の鹿島市民俗資料館は、鹿島市民文化ホール建物内に鹿島市ふるさと資料館として再整備し、その機能と役割を集約いたします。

次に、2の施設概要ですが、鹿島市ふるさと資料館の所在地は、鹿島市大字納富分2643番地1です。

主な設備といたしましては、展示ケース、展示台、ピクチャーレール、収蔵庫などとなっております。

開館時間につきましては午前9時から午後5時まで、休館日は毎週月曜日のほか、祝日の翌日、年末年始の12月28日から1月4日までとなっております。

観覧料は無料となっております。

特徴としましては、鹿島市民文化ホールとの複合施設であり、ホール利用者も自由に展示資料を観覧可能となっております。また、館内各所に設けた展示コーナーを回遊しながら観覧ができるようになっており、貴重な資料等はケース内に展示を行い、パネルや映像機器等も活用した分かりやすい展示を行うこととしております。

次に、3の鹿島市民俗資料館の現状及び課題ですが、現在の鹿島市民俗資料館は明治から昭和にかけての日常生活やなりわいで使用された民具800点以上が展示されており、市内小学校の社会科授業での調べ学習が主な利用であり、利活用の促進を図る必要があります。

また、施設や設備の老朽化が進んでおり、貴重な資料を保存するためには適切な環境を整備する必要がある状況にあります。

4の鹿島市ふるさと資料館の設置と今後の展開については、鹿島市民文化ホール建物内に鹿島市ふるさと資料館を設置し、従来の民俗資料だけでなく、郷土の歴史や偉人、文化・芸術、面浮立に代表される民俗芸能など、ふるさとに関する貴重な資料を収集、展示します。

また、展示空間が限られていることから、展示資料は厳選し、定期的に入れ替えながら、パネル説明や映像機器等も活用して分かりやすい展示を行う予定としております。

また、誰もが気軽に訪れ交流できる立地を生かし、市内の小中高生をはじめ、周辺施設を利用される幅広い世代の方々を呼び込むことを想定しており、鹿島の魅力再発見と発信の場としても活用していき、隣接する生涯学習センターの床の間コーナーや市民図書館の郷土資料コーナーとも積極的に連携を図っていきたいと考えております。

5の今後の予定としては、6月から備品等の搬入、7月の内覧会を経て、9月にオープン
の予定となっております。

6の展示イメージ、展示コーナー配置案については、14ページと15ページにお示ししているとおりでございます。

7の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日としております。

続きまして、条例の内容を御説明申し上げます。

議案書は23ページになります。

第1条には、鹿島市の民俗、歴史、文化その他郷土に関する貴重な資料の収集及び保存とその活用を図り、もって市民の文化の向上に資するため、鹿島市ふるさと資料館を設置することを定めています。

第2条には、施設の位置を定めています。

第3条には、教育委員会が管理運営を行うことを定めています。

第4条には、開館時間について定めています。

第5条には、休館日について定めています。

第6条には、観覧料について定めています。

第7条には、入館の制限について定めています。

第8条には、損害賠償について定めています。

第9条には、施行に関して必要な事項について教育委員会規則で別に定めることを規定しています。

附則第1項には、この条例の施行期日について定めています。

附則第2項には、鹿島市民俗資料館設置条例の廃止について定めています。

説明は以上になります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第9号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託いたします。

日程第5 議案第10号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

おはようございます。それでは、議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は25ページから、議案説明資料は16ページからとなります。

提案理由でございますが、鹿島市の自然環境等の保全と地域資源を生かした太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮したまちづくりを実現したいので、この案を提出するものでございます。

最初に、議案説明資料にて説明いたしますので、説明資料16ページをお願いします。

1、制定理由です。

鹿島市の豊かな森里川海干潟のつながる自然環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境の保全と地域資源を生かした太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めること

により、自然環境等に配慮したまちづくりを実現するため、この条例を制定するものでございます。

次に、背景といたしましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の施行により再生可能エネルギーの利活用が推進され、設置コストが比較的低い太陽光発電設備は全国的にも広く整備が進められています。

本市におきましても、豊かな環境資源を活用し、自然との調和、循環型社会の構築の上に成り立つ鹿島らしい脱炭素社会を実現するため、令和4年9月、鹿島市ゼロカーボンシティ宣言をいたしました。これを受けまして、地域資源を生かして再生可能エネルギーの利活用を推進するエリアと自然環境等に配慮し抑制するエリアとに区分けを行うこととしています。

3、現状と課題です。

太陽光発電は広く普及し、推進が図られておりますが、特に大規模な設備は周辺に様々な負荷をもたらすことがあるにもかかわらず、事業規模や設置区域によっては環境影響評価制度や都市開発制度など、既存の制度では規制の対象とならないことから次のような諸問題が全国で顕在化しています。

その例といたしましては、①土地の広範な形状変更による自然環境、景観及び自然環境への支障並びに防災機能の低下、②近隣住民への説明や調整不足による設置後のトラブル、③事業廃止後、設備の放置や不適切な処理による自然環境等の悪化などです。

また、太陽光発電は今後さらに普及が進む見通しであり、本市におきましても山間部の耕作放棄地などにおいて大規模な太陽光発電設備の設置が増加すると想定され、早急な対策が必要となっております。

4、制定のポイントですけれども、太陽光発電の推進に当たり、保全区域を設定するとともに、一定規模以上の太陽光発電設備の設置等を届出制として、事業者に対して自然環境等への配慮、災害の防止、事業開始前の関係住民等への説明会の実施など必要な手続を定め、地域と調和した太陽光発電事業の実施を図るものでございます。

次に、5、条例の概要です。

届出制とする太陽光発電事業の範囲になりますが、事業区域の面積が1,000平米以上の事業、または保全区域における事業のいずれかに該当する太陽光発電事業を対象といたします。

次に、保全区域の設定につきましては、太陽光発電事業の実施において特に配慮が必要と認められるものを保全区域として指定し、事業者に対し保全区域を事業区域に含めないよう求めるものでございます。

その保全区域は、①自然環境を保全する必要がある区域、②美しい景観として保全する必要がある区域、③歴史、郷土的な特色を有する区域として保全する必要がある区域、④土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域、⑤市長が必要と認める区域でございます。

なお、建物の屋根、屋上等に設置されるものはこの条例の対象外となります。

18ページをお開きください。

(3)太陽光発電事業の着手に係る手続です。

最初に、説明会の実施になりますが、事業者は太陽光発電事業を開始する前に関係住民等へ事業計画を説明することといたします。この説明会は事業の変更や中止の場合も同様に開催するものとします。また、関係住民等は事業者に対して当該事業計画に対する自然環境等の保全、または災害の防止の見地からの意見を申し出ることができ、事業者は当該意見に対する見解を書面で作成することといたします。

協定の締結ですが、事業者は関係住民等が事業計画に関する協定の締結を求めたときには関係住民等と協定を締結するよう努めるものといたします。

事業の届出につきましては、事業に着手しようとする日の60日前までに必要事項を記入した書類を市長へ提出し、市長の同意を得なければならないこととします。また、変更する場合も同様です。

市長の同意につきましては、市長は自然環境等の保全、または災害の防止に支障がないと認めるときは、当該事業について同意することとなります。

適正な管理に係る手続といたしまして、1つ、工事の着手及び完了についてでございます。

市長の同意を得た事業に係る太陽光発電設備の設置工事に着手したとき及び完了したときは、その旨を市長に届け出なければならないとしています。

次に、維持管理及び報告でございますが、事業区域及びその周辺に被害を発生するおそれがあるとき、または発生したときは、直ちに対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならないとしております。

次に、事業の廃止についてでございますが、事業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に市長にその旨を届け出るとともに、当該事業により設置した太陽光発電設備を放置することなく関係法令に基づき速やかに撤去、処分し、土地を原状に回復するよう努めることといたしております。

次に、違反に対する措置といたしまして、適正に管理されていない太陽光発電設備に関する情報を把握した場合は、事業者に対し報告書の提出を求め、必要に応じて事業区域内に立入調査を行います。

次に、市長の同意を得ずに工事に着手したときや条例に規定する届出を提出しない場合などに指導、助言及び勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない事業者に対しては是正措置の命令を行います。

また、正当な理由なく命令に従わないときには、事業者の氏名及び住所並びに命令の内容を公表することができることといたしております。さらに、抑止力を強めるため、公表を行ったときは、その事実を国及び県へ報告するものとしています。

また、既に設置が完了している太陽光発電事業につきましても、適正な管理に係る手続や

違反に対する措置を適用することとしております。

20ページを御覧ください。

条例の制定に係る経過でございます。

令和4年8月より研究会を開催し、9月、鹿島市ゼロカーボンシティ宣言を表明いたしました。そして12月、本条例に関するパブリックコメントを実施いたしましたところでは、

本条例の施行期日は、令和5年6月1日とします。

参考といたしまして、鹿島市ゼロカーボンシティ宣言の抜粋を掲載しております。

続きまして、条例について説明いたします。

議案書26ページをお願いします。

第1条は、本条例の目的です。

第2条は、基本理念です。本市の自然環境等は市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全と活用を基本理念としています。

第3条には、用語の定義、また、第4条には、市の責務、第5条は、市民の責務、第6条は、事業者及び管理者の責務、第7条は、土地所有者の責務について規定をいたしております。

また、第8条、適用を受ける事業、28ページになりますが、第9条、保全区域の指定、第10条、説明会の実施及び意見の申出等、第11条、協定の締結、第12条、事業の届出、第13条、同意、30ページになりますが、第14条には、工事の着手等につきまして規定をいたしております。説明は先ほどの説明と同様になりますので、省略をいたします。

次に、第15条、地位の承継等につきましては、事業者から対象事業の譲渡、相続、売買、合併、または分割によりその地位を承継した者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならないとしています。

第16条、維持管理及び報告、第17条には、事業の廃止、第18条、立入検査、第19条、指導、助言及び勧告、第20条、命令、第21条、公表、次の32ページになりますが、第22条には、国及び県への報告につきまして規定をいたしているところです。これも先ほどの説明のとおりですので、省略をいたしたいと思っております。

最後に、第23条、委任は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、経過措置でございますが、この条例の施行の日前において現に工事に着手している対象事業、または工事が完了している対象事業については、第6条、第15条から第18条まで、第2項第1号及び第2号を除きます第19条及び第20条から第22条の規定を適用することとしております。

以上で議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定に

ついて説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第10号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第6 議案第11号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6．議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

それでは、議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は33ページでございます。

提案理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改正したいので、この案を提出するものでございます。

次に、34ページから35ページは条例の改め文です。御参照ください。

内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、議案説明資料の21ページをお願いいたします。

21ページから29ページまでは新旧対照表でございます。御参照ください。

次に、30ページを御覧ください。

2の改正内容ですが、1つ目の条例は鹿島市子ども・子育て会議条例の一部改正で、子ども・子育て支援法により設置されている子ども・子育て会議がこども家庭庁に設置されるこども家庭審議会にその機能が移管をされます。これに伴い、子ども・子育て支援法の第72条から第76条までの規定が削られるため、以下5条ずつ繰り上げられることに伴い、引用条文の改正を行うものでございます。

2つ目の条例は鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、厚生労働省からこども家庭庁に移管される事務に関し、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議が不要になります。これに伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られ、同法第19条は1項のみの条となるため、引用条文の改正を行うものです。

また、幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性を制度的に担保するため、学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されるので、引用条文の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

今回の条例改正は複数の国の行政機関で分かれて存在している子供政策に関する司令塔機能を一本化することを目的に、こども家庭庁が設置され、それに伴う関連法律の改正により条例の引用条文を改正するものでございます。

31ページから32ページにかけては関連する法律の新旧対照表でございます。説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第12号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

それでは、議案第12号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明をいたします。

議案書は36ページでございます。

提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正したいので、この案を提出するもの
でございます。

次に、37ページから40ページまでは条例の改め文です。御参照ください。

内容につきましては議案説明資料で説明しますので、議案説明資料の33ページをお願いいた
します。

33ページから36ページまでは新旧対照表でございます。説明は割愛させていただきます。
御参照ください。

次に、37ページを御覧ください。

2の改正省令及び民法等改正法の主な改正内容ですが、まず、(1)改正省令は、安全計画
の策定等の義務化やインクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和及びバス
送迎に当たっての安全管理の徹底等を定めるため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準と放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、令和5年4月1
日から施行されます。

次に、民法等改正法は、児童虐待防止対策の強化を図るため、民法及び児童福祉法におい
て子に対する懲戒権に関する規定が削除され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準と特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準においても懲戒権に関する規定が削除され、令和4年12月16日から施行され
ております。

次に、38ページを御覧ください。

3の条例の改正内容ですが、国の基準に準じ、次の関係する3本の条例の一部改正を行
います。

3本の条例は、鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、以下、
家庭的保育条例といたします。

次に、鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例、以下、特定教育・保育条例といたします。

最後に、鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、以下、
放課後児童条例といたします。

次に、(1)改正省令に基づく改正では、項目ごとに表のとおり改正箇所を整理いたしま
した。

安全計画の策定等の義務化では、家庭的保育条例第7条の2及び放課後児童条例第6条の
2を追加し、バス送迎の安全管理の徹底では、家庭的保育条例第7条の3及び放課後児童条
例第6条の3を追加しております。

また、インクルーシブ保育に係る緩和では、家庭的保育条例第11条を改正し、業務継続計画の策定では、放課後児童条例第13条の2を追加、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延防止では、家庭的保育条例第15条及び放課後児童条例第14条を改正しております。

(2)の民法等改正法に基づく改正では、懲戒権に関する規定の削除について家庭的保育条例第14条及び特定教育・保育条例第27条にて削除をしております。

4の施行期日は令和5年4月1日ですが、懲戒権に関する規定の削除につきましては、公布の日となります。

今回の条例改正は、児童の安全の確保に関する計画の策定やバス送迎の安全管理を新設する規定の制定、また、児童虐待防止対策の強化を図るため、子に対する懲戒権に関する規定の削除など、国の基準が改正されており、それに伴い引用条文を追加、改正するものでございます。

参考といたしまして、38ページ下の部分から42ページまでが関連する国の基準の新旧対照表で、説明は割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第13号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8．議案第13号 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。陣内監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（陣内 忍君）

それでは、議案第13号 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は41ページ、議案説明資料は44ページでございます。

まず、議案書41ページをお願いいたします。

提案理由ですが、鹿島市監査委員条例の一部改正により、監査委員は識見を有する者から2人を選任することに併せて、監査委員の報酬月額を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書の42ページがその内容でございます。

具体的な内容につきまして議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の44ページをお願いいたします。

まず、1項目めの改正理由ですが、鹿島市監査委員条例の一部を改正する条例の施行に併せて、監査委員の報酬について所要の改正を行うものでございます。

次に、2項目めの改正内容ですが、改正内容の説明の前に、監査委員の制度について簡単に御説明をいたします。

監査委員は地方自治法によって全ての地方公共団体に置くこととされており、本市では2人と定められております。

この監査委員の定員2人につきまして、現行は識見を有する者と市議会議員の1人ずつを選任し、識見を有する者が代表監査委員となっております。

このことにつきまして、鹿島市監査委員条例の一部改正により、令和5年4月30日から監査委員は識見を有する者2人を選任することとなるため、報酬の区分を代表監査委員と監査委員に改めるものでございます。

また、人材を適切に確保する必要があることや、監査委員は非常勤ではあるものの、令和2年度に下水道事業が公営企業会計に移行したことなどにより、監査に要する時間が以前よりも増加していることから、県内他市の報酬額を踏まえて、代表監査委員を月額100千円に、監査委員を月額80千円に定める増額の改定を行うものでございます。

次に、3項目めの施行期日ですが、令和5年4月30日からとするものでございます。

43ページは新旧対照表、45ページは鹿島市監査委員条例等の抜粋でございます。御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9. 議案第14号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

それでは、議案第14号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書は43ページでございます。

提案理由は、佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴い、重度知的障害者に係る医療費助成について、助成対象となる要件を見直したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうで説明をいたしますので、議案説明資料の46ページをお願いいたします。

46ページは新旧対照表でございます。御参照ください。

次に、47ページを御覧ください。

2の改正内容ですが、重度知的障害者となる要件は、現行では知能検査による知能指数（IQ）35以下の者となっております。

この要件につきまして、知能検査の結果よりも療育手帳の判定結果のほうが知的障害の程度及び支援の必要性をより適切に判断できることから、佐賀県の要綱が一部改正され、令和5年4月1日から療育手帳Aに該当する者を助成対象とするよう見直されました。これに伴い、鹿島市においても同様の見直しを行うものでございます。

なお、療育手帳の判定基準は、以下に示すA（重度）及びB（中程度）のとおりとなっております。

次に、重度知的障害者の対象要件ですが、改正前は知能検査（IQ）35以下を対象としておりましたが、改正後は療育手帳Aの方が対象となります。

鹿島市の令和4年12月31日現在の対象数といたしましては、①療育手帳AでIQ35以下の方が92人、②療育手帳AでIQ36以上の方がお一人、③療育手帳BでIQ35以下の方が2人で、②の対象の1人の方につきましては重度知的障害者に該当されますので、今回の見直しに伴う受給者の増減はございません。

また、③の方につきましては、改正前にIQ35以下で受給資格の登録を受けていますので、改正後も引き続き対象となります。

次に、3の施行期日ですが、令和5年4月1日でございます。

また、参考といたしまして、令和4年12月23日に改正された佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の新旧対照表を抜粋しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号

○議長（角田一美君）

次に、日程第10、議案第15号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第15号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書と議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、議案書の45ページを御覧ください。

鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定したいので、この案を提出するものでございます。

改正の概要につきましては議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料50ページを御覧ください。

1、改正理由ですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の額について所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容ですが、健康保険法施行令の改正により、令和5年4月1日以降の分娩から出産育児一時金の額がこれまでの408千円から488千円に引き上げられることとなっております。国民健康保険の出産育児一時金の額は、鹿島市国民健康保険条例において健保令第36条に準じて定めておりますので、今回、健保令の改正に伴い出産育児一時金の額を改正するものでございます。

今回の改正によって出産育児一時金の額は、産科医療補償制度対象の場合500千円、対象外の場合は488千円となり、出産費用分として支給する額は産科医療補償制度の対象、対象外にかかわらず80千円の増額となります。

なお、議案説明資料50ページの中段には、改正前、改正後の出産育児一時金の内訳を記載しております。御参照ください。

産科医療補償制度につきましては、説明資料の下段米印で説明しておりますが、分娩により重度の脳性麻痺となった児及び保護者の経済的負担を補償するとともに、原因分析や再発防止を図ることを目的とした制度でございます。病院等の分娩機関が加入する任意の補償制度であり、掛金は病院等が支払いますが、この掛金相当額は分娩費用に上乘せされることとなります。

3、施行期日は令和5年4月1日からとなります。

説明資料49ページには鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表を載せ

ておりますので、御参照ください。

以上で議案第15号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

この件は全員協議会でも説明を一旦受けたんですけど、ちょっと私の勉強不足かも分かりませんが、分からないところがあるのでお聞きをしたいと思います。

まず、この出産育児一時金が増える、80千円上乘せされるということは歓迎するところだと思います。

まず1点目、これは国保加入者の収入、年収とか全く関係なく、上限であったり、そういうふうなのも関係なく、一律に国保に加入されている方が出産とかなった場合は、これが全て適用されるということによろしいのでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

御質問にお答えいたします。

国保加入者で分娩が行われた方については、この制度が適用されるということになります。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

国保に関しては、市の予算からも出ていたり、そういうふうなことで、国保についてはこういうふうにあるわけですけど、これも私はよく分からないんですけど、国保以外、社保とかに入っていらっしゃる方というのも出産育児一時金のというのは同じぐらいになっているんですか。そこの辺り、社保のほうは自分たちの管轄外だからちょっと分からないというんだっただろうがないんですけど、一応知っておきたいなと思って、ちょっと質問をさせていただきます。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

他の保険制度についても、国保と同等の制度があるものと考えております。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

じゃ、最後の質問です。この条例の一部を改正する条例の新旧対照表の一番下の辺りに、「市長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する」と書いてあるんですが、もう少しここを詳しく説明していただけませんか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに30千円を上限として加算するものとする規定してありますけれども、現状としては、この30千円の規定というのは今まで活用されていないというふうに考えております。（68ページで訂正）

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今の答弁をそのまま受け取ったとしたら、今までそういう前例がないということですが、じゃ、どういうふうな場合にこれを適用していくのか、それについてお答えいただけますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

現状ではどういうふうなときにと明確にお答えできないんですけれども、急激に出産費用等が市内、県内、全国的に上昇した、そういうときに国の法律が改正されないというふうな状態があって、出産される方が支払い等に非常に支障を来す、そういった場合とかに市が特例として30千円以内での補助制度を追加して適用するというふうな状況とか、そういうことが考えられるのかなと今ちょっと考えたところでございます。（68ページで訂正）

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

なかなか前例がないことなので、説明がちょっと不十分かなという気がします。

それで、この質問はここまでにしますので、担当課長、これは多分、国の国民健康保険の法律というか、その中にも同じようなことがうたってあると思うんですよ。じゃ、全国の中でこういうふうに特殊な例というものが、どういうものがあつたのか調べていただいて、

後で資料を頂けないでしょうか。よろしいですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

調べてから資料のほうを提出するようにいたします。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

出産育児一時金が増額される、喜ばしいことであります。

それで、出産される方が国保を滞納していた場合、滞納とか、以前払っていなかったとか、そういうときにはこれは全額出るのかなとか、ここを相殺して払うのかとか、その辺りはどういう感じなんですかね。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

この出産育児一時金の支払いですけれども、全額を被保険者のほうにお支払いは行っております。

相殺というふうな話でしたけれども、税金、国保税との相殺ということですか。それにつきましては、税務課のほうでそういうふうな御相談がある場合もあるかと思っておりますけれども、これは基本的に出産に使用するための費用となりますので、全額被保険者のほうに保険健康課からはお支払いをしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

じゃ、国保税を払ってなくても、これはいただけるという認識でよろしいんですね。分かりました。いいです。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号

○議長（角田一美君）

次に、日程第11. 議案第16号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

それでは、議案第16号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は47ページから、議案説明資料は53ページから御説明いたしますので、御準備のほどをよろしくお願いたします。

それではまず、議案書47ページをお願いいたします。

提案理由ですが、消防団員の出勤報酬の創設及び手当等の見直しを行いたいので、この案を提出するものでございます。

議案書の48ページから49ページがその内容でございます。

具体的な内容につきましては議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の53ページをお願いいたします。

まず1項目め、改正理由ですが、本市の消防団員について、水火災、または地震等の災害及び行方不明者の搜索業務などの出勤に対し、処遇改善を図ることで将来的な消防団員の確保維持をするため、新たに出勤報酬を創設するとともに、手当等の見直しを行いたいので、所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、改正内容ですが、今回の改正は3点ございます。1点目は消防団員の出勤報酬の創設について、2点目は消防学校等研修施設における訓練手当について、3点目が支給方法についてでございます。

まず1点目、出勤報酬の創設について御説明いたします。

現行の消防団員の報酬は、年額報酬及び手当等を支給していますが、今回、消防団員が活動しやすい環境を整備するため、国からの消防団員の報酬等の基準の策定等について、以下、消防庁長官通知と申し上げますが、その通知を参考に、災害等への出勤に対する出勤報酬を

新たに設けるために改正するものです。

資料の中ほどの表、左から災害等種別ごとの区分、区分ごとの出動に対する報酬額、その摘要の順になります。

まず、火災については、団長の命、または消防団で作成している鹿島市消防団火災出動についてにおいてあらかじめ指定しているところにより現場において防御業務に従事した団員に対し、1時間当たり1千円を支給いたします。

次に、水災、または地震等については、団長の命により現場において防御業務に従事したもののほか、災害対策本部等で警戒業務に従事した団員に対し、同じく1時間当たり1千円を支給いたします。

最後に、その他市長が特に認めるものは、団長の命により搜索業務等に従事した団員に対し、同じく1時間当たり1千円を支給するもので、警察からの要請等に基づく行方不明者の搜索や被災後の瓦礫・土砂撤去などの実務を伴う業務を想定しております。

今申し上げた報酬は、1日当たり8千円を上限として、1日の出動時間の合計時間により計算しますが、この場合において市職員の超過勤務手当の計算例を参考に、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切捨てを行います。

次に2点目、消防学校等研修施設における訓練手当について御説明いたします。

佐賀県消防学校等の研修施設へ入校した消防団員に対し、入校日数に応じて支給する訓練手当について、消防庁長官通知の災害以外の出動報酬の金額を参考に、1日当たり4千円に改定するものです。

資料54ページをお願いします。

次に3点目、支給方法について御説明いたします。

消防団員の年額報酬、出動報酬及び訓練手当については、その支給方法を消防庁長官通知に基づき、消防団員個人に対し市から直接支給するように見直しを行うものです。

資料の上の表が消防団員個人に直接支給する報酬及び手当、下の表が分団等に支給するものになりますが、左から報酬等種別ごとの区分、その対象となる消防団員や機械器具の種類、それに対する支給額の順になります。

なお、下の表の警戒費、訓練費及び点検費については、従前それぞれ警戒手当、訓練手当及び技術手当としてその手当等を定め、各分団などを通じて消防団各部や班の運営費として分団、部が指定する口座へ支給を行っていたものです。今後も消防団各部や班の円滑な運営に資するため、その活動費としての支給を継続することといたしております。

次に3項目め、条例改正の提案に至る主な経緯について記載しております。御参照ください。

次に4項目め、施行期日でございますが、令和5年4月1日からとするものでございます。54ページ下段から55ページに参考として、御説明しました消防団員の報酬等の基準の策定

等についての該当箇所の抜粋を添付しております。御参照ください。

最後に、議案説明資料51ページにお戻りください。

51ページから52ページは、御説明いたしました条例の一部改正に関する条例の新旧対照表となります。内容につきましては先ほど御説明した内容で、第14条を改正し、52ページの別表第2を追加することになります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま出されている件で、ああ、やっと出動手当が出されるなという、私はよかったなと思います。実は私はこの出動手当についてはずっと以前から、あの寒い中、消防団の人たちが深夜にもかかわらず行かれて仕事をされるんですけど、それに対し全く何もないので、出動手当を出すべきだということはずっと言い続けた時期がありました。それに対して、何でできないかという理由はいろいろありましたが、一番の理由は出動した人の把握がしにくいと、だから出せないと、それが大きな理由だったことを思い出しますがね。

それでお尋ねをしますが、もちろん今は団員の方も減っておりますので、以前のように深夜分らないような動きというのは全くないと思いますが、出動された方の把握はどういうふうにしてなさるのか。団長の命令でといいます、サイレンを聞いて行くわけですから、いろいろ時間的なずれもあると思いますが、その辺の把握のやり方はどういう形でなさるのか。以前そういう問題がありましたのでお尋ねをしております。その辺が解決したんだなと思いますのでお尋ねをいたしますが、お答えください。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、実際消防団が現場に出動して火災の防御に当たるという部分の出動者の把握については難しいという部分もありました。

ただ、今回提出しております出動報酬につきましては、現場で防御活動をしていただいた方に支給するということで把握しようとしておりますので、団員さんが現場におられますので、そこでどなたが出動されたというのは把握できるかと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにそれでいいと思いますが、実は深夜の火事とかになりますと、後で出てきた人とか把握できない部分も出てくると思いますので、それは時間の長い短いはあると思いますが、出勤した皆さんたちの把握できない面がないようにですね。そこで連絡が取れない人もあると思いますので、そういう面は十分に注意をしながら、出ていった人たちは大変ですのでね。長かろうが短かろうが大変だと思いますので、その辺については十分注意をしながら、せっかくこういう制度ができましたので、当たっていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。本当によかったと思っております。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

よろしくをお願いします。今回、出勤に報酬が出るというところで喜ばしいことであります。

それで確認なんです、(2)の消防学校等研修施設における訓練等の手当、この額は日額が下がっていますよね。これは改正理由には処遇改善を図るということでもありますので、ここだけ見れば安くなっているの、あれっと思うんだけど、これは出勤報酬というところで市長が特に認めるものあたりで、その報酬を出すからここが下がっているということでしょうか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

4,900円から4千円に落ちていますがけれども、この分につきましては提案理由のとおり、出勤報酬と手当を見直す中で、消防庁長官通知に準じるという形で整理をさせていただいた部分となっております。

ですので、資料の55ページに出勤報酬で、災害に関する出勤に係るもの以外の出勤に係るものは1日4千円というふうになっておりますので、これで整理をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

そしたら、消防学校のほうに訓練に行かれた場合は4千円だけしかいただけないということですか。別で出勤報酬みたいなやつで8千円は加算されるのか。だから、合計して12千円いただけるのか、4千円なのか、その点はいかがですか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

消防学校に行かれた場合は4千円を支給いたします。あと、ほかの手当としましては、費用弁償ということで交通費の分を支給することになります。

○議長（角田一美君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

処遇改善と言いながら額が減っているというのはちょっと納得がいかないんですけど、その辺り、さっき言った市長が特別に認めるものあたりで調整が可能なのかどうか、その辺は無理なんでしょうか。いかがですか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

その他市長が特別に認めるものというのは、あくまでも消防団の防御活動、火災とか水害とか、それから行方不明者の捜索とか、そういうものを指しておりますので、ここの分の4千円というのが、先ほどの消防学校のほうに加算してというのは考えておりません。

○議長（角田一美君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

消防団員さんが訓練を消防学校まで受けに行かれる。もちろん仕事を休んで行かれるわけで、きつい訓練を受けられる。それで手当のほうが減っている。一応長官のほうの通知の上でということなんですけれども、なかなかその辺はちょっと私、納得できかねるところがあるんですね、処遇改善というところで手当額が減っているというのがですね。何か手だてがあったら検討していただきたいと思いますが、その辺をお願いして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。9番中村一堯議員。

○9番（中村一堯君）

何点か質問をします。

先ほどおっしゃった、この中で出てきた年額報酬とかは変わらないということなんですけど、普通の団員さんとか主立った人たちの年額報酬が今度から個人になるということで、そ

こら辺の金額を改めて教えてください。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

一般団員さんの年額報酬でよろしいでしょうか。16千円となります。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番中村一堯議員。

○9番（中村一堯君）

今後、16千円が個人に振込をされるということで、これまでは分団の裁量で活動費に充てられたりした経緯があると思います。

そういった中で、今年の新年度予算書はまだ提出されていないですけど、事前に勉強する中と、あと、昨年度の新年度予算の中身を比べると少なくなっているなどというふうに思っていますけど、例えば、報酬にしろ、団の運営費にしろ、令和4年度に比べると令和5年度は少なくなっている項目がありますけど、ここは今後何か報酬とか活動に関しては今年6月とか9月で補正していくという認識でいいんでしょうか。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第16号の質疑を続けます。

9番中村一堯議員の質問に対する答弁をお願いします。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

議員の質問にお答えします。

令和5年度の予算の中で減額等になっている分があるということでの御質問だったと思います。

基本的に、先ほどから出ています団員への年額の報酬等の予算については変わりません。ただ、令和3年10月に定数を782人から670人まで減ということで改正をさせていただきましたけれども、その分の退職者が令和4年3月に退職をされております。そこら辺の分がありましたので、令和4年度はその方たちの退職報償金を計上しておりました。その分が1つは減額ということになっております。

それからもう一つが、令和4年度は操法大会が予定されておりました。来年度はないとい

うことで、その分の予算の減、消防団への交付金の減、それと、活動服が今まで補助ということで消防団のほうに補助をしておりましてけれども、令和5年度からはその分が市のほうで購入するという部分が出てまいります。その分については当初予算で計上せずに補正で対応するということになりますので、その分が実質、当初予算では減という形になっております。

以上が減のものです。

先ほどの出動手当につきましては補正で対応するように考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番中村一堯議員。

○9番（中村一堯君）

出動手当については補正で対応されるということで、現状に合わせたような形でされるのかなと、現状というか、新年度予算になって額が改めて確定したらそのようになるのかなと思って質問しましたが、これまで約1年間、いろんな出動について、仮にずっとどれぐらいかかるかなと試算をされていたと思うので、当初予算にそこら辺が入っていないのかなと思って、そういうこともあったのでお尋ねをしてみました。

今後、補正のほうでこういった出動手当やほかの諸手当については補正されるということでしたけど、団の運営とか分団とか、部の運営というのが今後なかなか厳しくなってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺は団本部や分団のほうに鹿島市もいろいろ手当をしながら、災害とか消防に活動しやすいような取組をお願いしたいと思っております。

また、もう一つお尋ねしますが、出動手当に関していうと、市役所の職員さんも消火活動に取り組みられる場合があります。そういったときに市の職員さんたちは普通の公務としてされるのか、それとも非常勤として消防の出動手当のほうでされるのか、そこら辺の取扱いについてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

市の職員が勤務中において消防活動をした場合については、基本的にその分については報酬の辞退の申出等を出していただいて支給しないという形を取ると。あくまでも勤務という形で考えているところです。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9 番中村一堯議員。

○9 番（中村一堯君）

辞退という形で、通常の勤務と同じような場合になるということで、分かりました。条例が変わって新年度になったときに、改めてまたいろいろ問題が出てくるんじゃないかなと思います。今までは部とか分団のほうに行っていたような年額の報酬とかが個人に行くことによって、いろんな消防活動が団体でしにくくなる可能性もあるので、そこは状況に合わせて、部とか分団のほうにもいろんな形でサポートできるように新年度以降はしてもらおうようお願いして、終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

ここで、午前中審議いたしました議案第15号の伊東議員の質疑に対する答弁で、執行部から答弁の訂正の申出がっておりますので、これを許します。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

先ほど伊東議員より質問のあった、市長が健康保険法施行令第36条を勘案して認める30千円を上限とした加算についてに対します伊東議員の質問に対する答弁について、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

この健康保険法施行令第36条については、出産育児一時金の支給に追加30千円を超えない範囲内で追加して必要となる費用について支給することができるというふうなことを規定されたものでございます。

現在、本市におきましては、産科医療補償制度掛金分として国民健康保険条例施行規則に規定して、出産育児一時金に加算し、産科医療補償制度掛金分12千円を支給しており、30千

円を上限とした加算については産科医療補償制度掛金分の加算支給分を規定したものでございます。

以上で説明を終わります。誠に申し訳ございませんでした。

日程第12 議案第17号

○議長（角田一美君）

次に、日程第12. 議案第17号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、議案第17号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

議案書は50ページでございます。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書をお願いします。

1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に256,958千円を追加し、補正後の予算の総額を16,743,067千円といたすものでございます。

翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

地方債の追加、変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから10ページにつきましては今回補正の集計表となっております。

11ページをお願いします。

第2表は、諸般の事情で予算を令和5年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。保育所給食費等支援事業、以下20事業を令和5年度に繰り越して執行する予定といたしております。繰越理由等は議案説明資料の64ページから66ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

13ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。国の補正予算に伴い、農道整備事業以下6事業65,200千円を追加するものです。

14ページ、15ページをお願いします。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業、以下10事業は、事業費の確定などに伴い、総額367,900千円から203,663千円に変更するものです。

16ページから19ページにつきましては今回補正の事項別明細書となっております。

20ページから93ページにつきましては歳入歳出の補正内容となっておりますが、内容の説明は別冊の議案説明資料により後ほど御説明いたします。

94ページから96ページは一般会計の給与費明細書でございますが、補正の内容に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等をお示ししております。

97ページをお願いします。

地方債の現在高調書でございます。右端の列の一番下の欄の13,316,289千円が今回補正後の市債の現在高となります。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、別冊の議案説明資料56ページをお願いします。

56ページから58ページは今回補正の増減の比較表でございます。

56ページが歳入、57ページが歳出の目的別、58ページが歳出の性質別の増減比較表となっております。

59ページをお願いします。

主な歳入補正の概要でございます。

ナンバー1の個人市民税は、決算見込みによる調定額の減により25,900千円を減額いたしております。

ナンバー2の法人市民税は、決算見込みによる調定額の増により14,300千円を増額いたしております。

ナンバー3の市たばこ税は、決算見込みによる調定額の増により12,700千円を増額いたしております。

ナンバー4の普通交付税は、再算定による額の変更決定により93,629千円を増額いたしております。

ナンバー5の産地パワーアップ事業市町負担金は、国の補正予算による産地パワーアップ事業の実施に伴う武雄市からの事業負担金です。

ナンバー6の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の補正予算により国のコロナ対策補助事業実施に伴う地方負担分の補填として10,253千円を増額いたしております。

ナンバー7の学校施設環境改善交付金は、国の補正予算による中学校大規模改造整備事業の実施に伴う補助金として3,341千円を計上いたしております。

ナンバー8の産地パワーアップ事業補助金は、国の補正予算による産地パワーアップ事業の実施に伴う補助金として187,222千円を計上いたしております。

ナンバー9の土地建物売払収入は、土地の売払いに伴う増により11,869千円を増額いたしております。

ナンバー10のふるさと納税寄附金は、ガバメントクラウドファンディングや新市民会館備

品事業への指定寄附の増により10,600千円を増額いたしております。

60ページをお願いします。

ナンバー11のふるさと人材育成支援寄附金は、佐賀西信用組合様から誕生プレゼント事業への指定寄附により500千円を増額いたしております。

ナンバー12の企業版ふるさと納税寄附金は、株式会社岡田電機様及び佐賀酒類販売株式会社様から新市民会館備品整備のため、株式会社ダイナム様及びパイフォトンクス株式会社様から有明海環境保全事業のための指定寄附により6,100千円を増額いたしております。

ナンバー13のふるさと納税基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の決算見込みによる減などにより33,379千円を減額いたしております。

ナンバー14のふるさと人材育成支援基金繰入金は、西部中学校生徒の九州アンサンブルコンテスト出場補助に伴い、基金繰入金を460千円増額いたしております。

ナンバー15の市町村振興宝くじ市町村交付金は、交付金額の確定により9,285千円を増額いたしております。

ナンバー16の後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金は、後期高齢者医療療養給付費負担金に係る過年度精算金として19,178千円を計上いたしております。

ナンバー17の鹿島市体育協会出捐金返還金は、鹿島市体育協会への出捐金に係る市への返還金として15,000千円を計上いたしております。

ナンバー18の中学校大規模改造整備事業債は、国の補正予算による中学校大規模改造整備事業の実施に伴い6,500千円を計上いたしております。

ナンバー19の臨時財政対策債は、額の確定により111,737千円を減額いたしております。

61ページをお願いします。

ここからは歳出について御説明いたします。

ナンバー1の企画一般事業は、佐賀西信用組合様からの指定寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金への積立金など450千円を増額いたしております。

ナンバー2のふるさと納税推進事業は、ガバメントクラウドファンディングによるふるさと納税基金積立金の増など1,355千円を増額いたしております。

ナンバー3の障害者施設給付事業は、障害者施設給付費の増額見込みにより48,628千円を増額いたしております。

ナンバー4の介護保険施行事業は、杵藤広域介護保険事業負担金の減により30,305千円を増額いたしております。

ナンバー5の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等の減額見込みにより29,360千円を減額いたしております。

ナンバー6の有明海環境保全事業は、株式会社ダイナム様及びパイフォトンクス株式会社様からの指定寄附によるラムサール条約推進協議会交付金の増などにより800千円を増額い

たしております。

ナンバー7の産地パワーアップ事業は、環境制御型耐候性トマトハウス建設に伴う産地パワーアップ事業交付金を200,595千円計上いたしております。

ナンバー8のさが園芸生産888億円推進事業は、決算見込みにより、さが園芸生産888億円推進事業補助金を51,156千円減額いたしております。

62ページをお願いします。

ナンバー9の農道・用排水路施設整備事業は、多良岳オレンジ海道に係る広域農道保全対策工事など24,684千円を増額いたしております。

ナンバー10の農業経営高度化促進事業は、中山間地での基盤整備促進事業による農地の利用集積を支援するための農業経営高度化促進事業補助金を35,847千円計上いたしております。

ナンバー11の企業助成措置事業は、額の確定に伴う企業助成措置事業補助金を1,361千円計上いたしております。

ナンバー12の道路整備個別補助事業は、国の補正予算に伴う橋梁補修工事等の増により49,100千円を増額いたしております。

ナンバー13の通学路緊急対策事業は、国の補正予算に伴う市内4路線の市道改良工事等の増により37,800千円を増額いたしております。

ナンバー14の県営急傾斜地崩壊防止事業は、国の補正予算に伴う県営急傾斜地崩壊防止事業の前倒し実施に伴う県工事負担金を6,000千円増額いたしております。

ナンバー15の肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業は、決算見込みによる肥前鹿島駅周辺整備基本計画・設計委託料など33,313千円を減額いたしております。

ナンバー16の中学校大規模改造整備事業は、国の補正予算に伴い、西部中学校体育館照明取替工事など10,860千円を計上いたしております。

63ページをお願いします。

令和4年度の県営事業に伴う負担金一覧表です。表の中の括弧書きの部分が今回補正額となっております。

64ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

66ページをお願いします。

ナンバー21の合計欄、左から2列目、翌年度繰越額を御覧ください。合計20事業、総額566,462千円を令和5年度に繰り越す予定といたしております。

ナンバー22は、合計のうち5事業、320,365千円が国の補正予算に伴うものとなっております。

67ページは市債の現在高見込み、68ページは積立基金の状況です。内容は御参照ください。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほどの説明資料の中の61ページですが、ふるさと納税推進事業というところで、ガバメントクラウドファンディング（幸猫プロジェクト）によるふるさと納税基金積立金の増ということで計上してありますが、この基本的な活動というのはどういう内容か教えていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

議員の質問にお答えをいたします。

この幸猫プロジェクトにつきましては、昨年12月から始めまして来月まで90日間の寄附期間ということでクラウドファンディングを立ち上げたところでございます。

この使途につきましては、飼い主のいない猫の対応に苦慮しているところがありまして、適正に避妊、あるいは去勢を行って、野放図に増えないような管理を推進するために使わせていただきたいということで御指導をいたしたところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほどの説明ではなかなか分かりづらい部分が多いんですけれども、実際に費用的にかかるのは、その活動費とか避妊とか、そういったことになってくるんだろうと思いますけれども、そういったところの具体的な計画というのは、このクラウドファンディングをする前に立てられていないんですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

飼い主のいない猫につきましては、ボランティアの皆さんの御協力で今まで適正に管理をしていただいたという経緯がございます。ただ、近年、飼い主のいない猫というのが結構社会問題というか、全国的にもですけれども、鹿島のほうでも増えてきまして、ここら辺をもうちょっと予算的に考慮する必要があるということから、このプロジェクトを立ち上げたところです。

雄猫、雌猫で多少違いはするんですけれども、1匹当たり五、六千円程度の経費がかかるということで考えております。

この飼い主のいない猫につきましては認定方法がまだ曖昧なところがありますので、そこ

ら辺の施行規則をつくって、飼い主が本当にいないのかどうなのかというところの基準を明確にして、この資金を活用したいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

基本的には、飼い主のいない猫というのは多分、非常に町なかは多いと思うんですね。特に、増え過ぎたからといって殺処分だ、どうこうと言っていますけど、やはりこういった命を処分していくということはちょっと私は個人的には考えられないんですね。だから、生きている命を大切にしていくというのは、これは子供たちの教育の中においても非常に大事なことだろうと思います。

ですから、生まれてきた、犬も猫もそうでしょうけど、そういうことにならないようにこういうふうなファンディングを立ち上げて保護していこうという運動がこれなんだろうと私は理解しておりますけれども、これから多分、公的な機関だけではなかなかできない部分も出てくると思います。今後、民間との連携というのはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

民間との関係ということでございますけれども、我々が今考えておるのは、精力的にやってもらっていますボランティア団体の方々の御協力をいただいて、飼い主のいない猫を適正に管理するという事で、処分とかいうことじゃございませんで、避妊、去勢をして適正にその命を大事にするという活動でございますので、今後ともボランティアの方々の協力をいただいて、適正に猫の管理をしていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

ちょっと今、課長の答弁を聞いていますと、なかなか具体的なところまでまだ詰めていらっしゃるんじゃないかなというふうな答弁とお受けいたします。ですから、民間との連携についてもそうですけれども、基本的な活動についても、やはりもうちょっときちんと詰めたところでやっていただくほうがこの趣旨に沿ったお金の使い方ができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひその部分をこれからしっかりと計画を詰めて、そして、民間と連携ができるような形を取って、このプロジェクトを成功させていただきたいと思っておりますので、これからしっかりと頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

歳出補正の15番、都市計画総務費、肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業で46,359千円が補正でマイナスの33,313千円となっておりますが、これは整備基本計画・設計委託料等の減ということでマイナスになっているものか、期間が遅れて翌期に延ばしているの今回予算は減らしたものを教えてください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

御質問のナンバー15、肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業の33,313千円の減の主なところは、JR肥前鹿島駅周辺整備基本計画・基本設計等業務委託の部分です。

まず、今回の同委託業務につきましては、令和3年から令和5年までの3か年事業ということで債務負担行為をして行っております。

当初は契約額が62,700千円、年度ごとの内訳といたしましては、令和3年が17,875千円、令和4年が38,918千円、令和5年が5,907千円の内訳となっております。これが令和4年6月に基本計画が定まりました後、基本設計業務に関しましては県のほうもデザインプロデュースというところで関与してもらうことになりました。その関係上、まず、トータル額で申し上げますと、変更契約額は52,440千円、ここで10,260千円が減となっております。この年度ごとの内訳の中で、令和3年度は同額でございますが、令和4年度は38,918千円から12,200千円、26,718千円が減額になっておるところでございます。その分、令和5年度が5,907千円から22,365千円と、16,458千円の増額という形で令和5年度の新年度予算のほうに計上させていただいているところでございます。

主な増減の要因でございますが、まず、減の主な要因といたしましては、今回の事業区分の中で、県が取り持ってくださいます新駅舎、現駅舎及び2つのダブルロータリーの基本設計の部分が大きく減しております、そのほか、デザイン検討会議が一部縮小いたしておりますので、マイナス14,300千円の減という形になっております。

また、全体的に増の部分につきましては、新たに策定となりましたモビリティースペースの設計や町なかの利用計画策定などが4,040千円増という形になっております。

もう一回ちょっと端的に申し上げますと、県が基本設計等に取り出させていただいた関係上、令和4年度に行う予定だった基本設計が令和5年度のほうに後ろ倒しになっているという部分、また、ロータリーと駅舎に関しましては県が基本設計を行うことになったという部分での減、こういうところが要因となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そしたら、この予算については、3 年度、5 年度の増減はあるけど、総体的にはあまり変わらないというようなことですね。

それで、この駅舎のほうも、ここに駅舎というふうなことで書いてありますが、この予算というのは、この関係は県がやりますよね。県が駅舎をやるので、この予算関係に駅舎のそういった資金の計画等々も入っているんですか。これには入っていないということですか、入っていますか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現状は基本設計の段階でございます。基本設計の完了後には、県のほうも含めまして全体的な事業費が出てくるという形にはなりますけれども、現在、県のほうがデザインプロデュースをやっておりますので、個別の事業費とか全体の事業費はまだ出ていないところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

私は県がやっていただける駅舎に非常に興味を持っておりまして、これがそういった市の一般財源のほうと何かついているかなと思いましたが、それはもう関係ないということですね。

それで、注目しておりますのは、駅舎ですね。これについては県がやっていただくので、あまりわあわあ言われんのかなと思いつつも、市民の要求はそこら辺にあるんですよ。なので、ここら辺はまた一般質問でそういった駅舎の件ということで質問させていただきたいと思っております。今回はその補正措置ということだったんですけど、駅舎に注目を置いているということでよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（角田一美君）

8 番中村和典議員。

○8 番（中村和典君）

今回の一般会計の補正を見て、今回、第8号ということでございますので、ほぼもう最終

に近い補正じゃなかろうかということで見ているわけですが、ちょうど今、市民の皆さん方の心配事というのは、燃油高騰、それから物価高騰、ちょうどウクライナ侵攻が始まって1年経過したわけですが、鹿島のまちにもそういった影響がかなり入ってきております。

それで、今回の補正の中で、そういった物価高騰に対する補正というのはちょっと見当たらない感じがしたわけですが、これまでも燃油高騰対策とか時宜に応じた補正等をやっていたと思いますが、物価高騰に対する一つの事例として、市役所の庁舎管理費、いわゆる光熱水費とか、それが昨年と比べて今現在でどれくらい上昇しているのか。

それからもう一つは、今後、この物価高騰に対して市の予算の運営上どういったことが一番危惧されてくるのか。

もう一つは、市役所の皆さん方が使っておられる常用品、そういった売買契約等についても単価の上昇なり額の上昇というのがあるかと思いますが、そういった状況は既にもう生まれているのかどうか、その辺の内容が分かる範囲で結構ですので、答弁をいただきたいと思います。

庁舎管理費について、具体的に市民の皆さん方の家庭の経費と比較して、市役所の中でも光熱水費等が昨年の同時期と比べてどれくらい伸びているのか、そういった事例でも結構ですので、答弁をいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

すみません、昨年と比較しての資料をちょっと手元に持ちませんので後で提出をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

8番中村和典議員。

○8番（中村和典君）

いきなりの質問でございましたので、私も了解をいたします。それで、今回また一般質問、それから、新年度予算の審議がございますので、それまでの間にきちっと内容の精査をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

何点か質問をします。

まず、議案説明資料の64ページのほうに、産地パワーアップ事業（園芸）で繰越明許費が

出ているわけですね。それにあわせて、今度は補正予算書の27ページ、分担金及び負担金のところに農林水産業費負担金、農業費負担金6,934千円、産地パワーアップ事業市町負担金で武雄市分と書いてあるんですよ。これがよく分からないんですよ、どういう意味なのか。この武雄市分というのがどういうことなのか、ちょっと説明をしていただけますか。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

この産地パワーアップ事業といいますのは、事業の性質上、産地で事業を取りまとめて国に申請するというような事業でございます。鹿島の場合は杵藤地区エリア内で事業を取りまとめるということで、今回、武雄市分と書いてありますのは、武雄市の方がトマトのハウスを産地パワーアップ事業で建てられる、もう一人は鹿島市の方がトマトのハウスを鹿島に建てられる、この2つを1つの産地として鹿島市が代表市町となって国に申請をいたしますので、その分の負担金は武雄市さんのほうから頂くということで補正計上をいたしております。以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

議案説明資料の64ページにある、さっきも言っていた産地パワーアップ事業、繰越明許費の200,595千円、この分がトマトの栽培ということになるんでしょうけど、これは一般質問等でも質問があっている園芸団地構想に何かしら関係はあるものなんですか、全くこれは違うんですか。それについて答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

現在、市のほうで進めております園芸団地構想とこの事業は、今回の補正というのは直接的な関係というのではありません。いずれの方もトレーニングファームを卒業されて独立してハウスを建てられるというようなものであります。

今後、市のほうでやっていくに当たっては、園芸団地が整いましたら、その上に建てるハウスについてはこの産地パワーアップ事業を今後使っていくというような形になります。今回の補正とは今は直接の関係はございません。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

ありがとうございました。多分、園芸団地構想もこの産地パワーアップ事業を使うことになるんだろうなと思っていたんですよ。だから、そこに何かしら関係があるのかなと思ってちょっと質問させてもらいました。

あと1点、議案説明資料の60ページ、市の体協の出捐金15,000千円という非常に大きい金額が入ってくるわけですよ。もともとこの出捐金というのは、体協を設立したときに市が出していた分のことを言うんですかね。ちょっと大分前の話に遡らんといかんので、その辺りをしっかりと説明していただけますか。

○議長（角田一美君）

鳴江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

平成元年まで遡りますけれども、財団法人鹿島市体育協会を設立したのが平成元年になります。設立するときに基本財産が30,000千円必要でした。その半分の15,000千円を鹿島市から出捐金ということで出資しております。残りの15,000千円は、市内の一般企業とか団体とか個人さんからの寄附金で賄っておられます。

平成25年になりまして法人制度改革がありまして、財団法人鹿島市体育協会から一般財団法人鹿島市体育協会へ移行をされました。これにより基本財産の最低限度額は、当初は30,000千円だったものが3,000千円でいいということになりました。ということで、3,000千円あればいいので、それ以外の部分の基本財産の取崩しが可能ということになりました。出捐された残余財産の15,000千円、鹿島市から出捐された分、出捐金ですけれども、それは10年以内に公益目的で使用する計画に沿って使うか、あるいは返還するかということになります。

令和4年になりまして、鹿島市から出捐された残余財産を公益事業に使用することが体育協会の中で困難と判断をされて、理事会、評議員会を経て鹿島市に15,000千円を返還するという形で決定をされています。残りの財産については、今後、体育協会によって協議をされると思います。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

私はこの時期に15,000千円という大きな金額、出捐金を体協さんが市のほうに戻されるということが、市と体協との間の何かしらの意図というか、何かあったのかなと思ってですね。ただ、体協としてみれば、これを手元に置いていても基本的に使えないわけですよ。そういうふうになっていますから、その辺りがちょっとよく分からなかったので質問をさせてもらいました。

今、鹿島市体育協会と言っているんですけど、名称等もスポーツ協会という名前に今後変わる可能性はありますよね。それに対して生涯学習課とかはどのようなふうな考えをお持ちなのか、そういうお話を聞いていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

令和5年4月1日から鹿島市体育協会から鹿島市スポーツ協会に名称が変更になるということは、職員さんからは聞いております。ただ、正式に申請書というか、申請書の写しのようなのはまだ作られていないということで、今後、県のほうに多分提出されると思いますけれども、その写しを後で下さいということは申し上げております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

よろしく願いいたします。

予算書の31ページをお願いします。

そこに民生費国庫補助金、児童福祉費国庫補助金の児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金増額とあります。まず、この事業の内容を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

これにつきましては、今現在、福祉課のほうに、以前はDV相談員と言っておりましたけれども、それが婦人相談員に変更になることに伴って、婦人相談員活動強化事業ということで国の新たな事業に取り組んだということで、そのための増額でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ちょっと話はそれますけれども、児童虐待とDVの現在の状況を教えてもらってよかったですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

令和4年1月31日現在の状況ということで申し上げたいと思います。年度は令和3年度になるかと思いますが、まず、児童虐待と申しますか、相談を受けた件数ですね、令和3年度が34件、こちらは要保護児童対策地域協議会のほうに出された数字でございます。

それからあと、DVの相談対応ということで令和3年度の状況を申し上げたいと思います。こちらが計で12件ございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

これは相談を受ける人は資格か何か持っているんですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

今、家庭相談員につきましては教諭の資格とか、それから、障害の相談員につきましては社会福祉士の資格とか、個人によってそれぞれでございますが、いずれにしても、いろんな資格を持って、専門的な知識を持って相談を受けられているということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今の話では、専門的な知識というのはあまり期待できんごたっ感じですね。

相談員の数は何人ですか。児童とDVで別々に教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

児童のほうは家庭相談員3名です。それから、DVも含めた婦人の相談員ということで1名を配置しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

相談員の数が少なかですよね。次に質問しますが、精神的な人の方においても少なかです。

予算を増額してもらいたいと要望していると思いますけれども、この件に関しては来年度予算は増額になっていないですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

議員おっしゃるように、近年、様々な相談が増えております。それは児童に関することだけじゃなくて、いろんな面、障害者の相談とか含めて、年々増加をしております。福祉課としましても、そういったところに寄り添って、もっと関わり合いを多くするために相談業務のほうを強化していきたいなということで、令和4年度から家庭相談員を1名増員いたしました。

というようなことで、障害の相談員に関しましても、相談件数が増加しておりますので、今後の状況を見ながら相談員の増加というものを前向きに検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

DVの相談員が1人というのは少ないですので、ぜひ2名ぐらいにさせていただきようお願いします。

相談を受けて改善したという事例があれば紹介してください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

改善例ですけれども、まず、児童虐待につきましては、緊急的に保護を要するものにつきましては施設に入所させたりとか、そういった一応の解決を見ているんですが、やはりそう簡単に解決する事例というのがあまりなくて、継続的に見守り活動を福祉課のほうはやっております。それで、だんだん家庭の状況がかなり改善して、その家庭が大分落ち着いてきたというものは見られるところです。

あと、DVに関しては、どうしてもその御家庭がなかなか今の状態では厳しいということであれば、離婚して新しい生活を送っていただいているというような件数も数多くございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、次に57ページです。

障害者支援費、扶助費、相談支援給付費増額、この相談者の相談を受けている件数を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

障害者の相談件数ということで、「精神的な障害者でよかよ。全体じゃなくて」と呼ぶ者あり）すみません、詳しい資料がちょっと手元にございませんで、年間で約3,500件、それは精神的なもの以外の身体的な障害とか、サービスへの手続とかを含めて、全部で約3,500件ございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

その約3,500件の相談を受けている相談員の方は何名ですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

相談員は3名でございます。ただ、3,500件のうちの、職員のほうも含まれておりますので。よろしく申し上げます。（「職員は何名」と呼ぶ者あり）職員は6名です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私も最近そういう事案に遭遇しまして、中村課長には大分相談したり、お互いに協力したりしていますけれども、相談を年間何件ぐらい相談者から受けてその方と面接をしているか教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

令和3年度の実績になりますけれども、精神的なものに限っていいますと、不安の解消、情緒安定に関する支援とかという項目になりますけれども、そちらについては189件でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

189件を3名で受けるわけですからかなり多かですけれども、話を聞いていると、実際に面接しているのは年に12回ぐらいですね。それは体制が3名で少ないからですよ。これは10名は難しかでしょうけど、せめて5名ぐらいはしていただきたいと思えますけど、岩下部長、ぜひ人間を増やしていただきたいと思えますけど、答弁してください。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

相談の窓口というのはこれまでも、特に近年の現代の問題化している案件が非常に多うございます。そういう中で、現在、今、課長が申しましたとおり、職員の体制、そして、会計年度任用職員さんあたりを専門的に雇っておりますので、ここは状況を見ながら、今後何名がいいかというようなところは件数あたりを比較しながら、検討事項に当たると思えますので、年次計画の中になりますけれども、対応に当たらせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番議員に申し上げます。質疑は会議規則第54条の規定で同一議題につき3回までとなっておりますので、注意します。（「大事なことでも3回しか言われんとですね」と呼ぶ者あり）同一議題で3回までです。（「それで終わり」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

補正予算書の51ページなんですけれども、ふるさと納税がここに書いてありますが、ふるさと納税推進費の補正額が1,355千円となっておりますけれども、これは前回のときと比べてどれくらい増加しているか教えてください。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

今回、ふるさと納税推進費ということで1,355千円増えております。これが先ほど来話が

出ておりました幸猫プロジェクトとか、そういったものでの増額分、今回の補正に上げた分の増額ということになっておりまして、そこが金額的に約1,350千円程度の増減で増になるということで上がっておりまして、大本のふるさと納税の分については今回補正には上げていない状況です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そのことは分かりました。

最近、鹿島へのふるさと納税は増えているのかどうなのかということはどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

ふるさと納税につきましては、昨年度750,000千円ということで最高記録となっておりましてけれども、1年前、令和4年1月分から少し寄附額が前年度に比べて減り始めまして、その後ちょっとまだ回復をしていない状況となっております。現在5億円というところで、昨年と比較しますと2億円程度少ない額の寄附額ということになっております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

以前、ふるさと納税があまり増えていないことは聞いておりました。だけど、その原因というのは必ずあると思うんですね。ほかの市町では30億円とか40億円とかいう数字があるところで、鹿島が5億円ということはちょっと少ないんじゃないかなという気がするんです。

返礼品に関しても、多分380種類ぐらい鹿島の場合は持っているということもあったし、それから、ポータルサイトにつきましても増やしたいということがあったし、それから、民間の業者に委託をするという話もありました。そういう状態なのにどうして増えないのかなということが実は私、不思議でたまらないところがあるんです。1つはコロナの影響もあったのか分かりませんが、ほかの市町に対して魅力がなかったのかなと。それとも宣伝が足らなかったのかなと。様々な原因があると思うんですね。

やっぱりふるさと納税というのは、これを完全に当てにしていけないと思っていますけれども、だけど、これがあるだけで基金の分の積立てが増えていくという状況もあります。だから、鹿島の予算について、使いやすい予算がここにあるということだと思えるんですけども、この原因の大本は何だと思えますか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

減っている原因ということですが、ちょっと答えがはっきりこういった答えですよというのがどこかしらで出るということはありませんので、こちらのほうでの分析ということになるかと思えます。

1つ、昨年度からの経緯としてありますのが、鹿島市のふるさと納税につきましては、一番牽引をしていたのが野菜の定期便であったり、ミカンなどのかんきつ類とか米あたりの、割とほかの市町でも同じような商品を作りやすいものが多かったというあたりは影響しているのではないかと考えております。そういったところになりますと、鹿島にある商品と同じようなものがほかのところでも作られて、なおかつ金額的に安くそれを提供するというあたりになってくると、ちょっと鹿島のほうからの購入といいますか、寄附が減るといったようなことが考えられたり、そういったところが大きく影響しているんじゃないかということで現在のところは捉えているところです。

その後、民間委託等もしております、宣伝といいますか、PR、商品の画像の更新などというものは積極的にやってもらっておりますので、何とかこらえている状況なのかなというところで現在いるところです。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ほかの市町での取組というのが、田舎ということ売り物にしている。田舎の農地とか山野がありますけれども、そこを見に行くツアーとか、いわゆる観光というのを目玉にして返礼品にしているというところがあって、かなりそれで伸びているところもあるということなんです。

だから、返礼品は別に物だけじゃなくていいと思うんですよ。アイデアがあれば、そのアイデアをどうぞ返礼品に使ってくださいと。例えば、アイデアというのは値段がつかない品物ですよ。だから、非常に得に見えるというところもあると思います。ある意味でいったら、アイデア勝負のところは今からはあるんじゃないかと思うんですね。だから、ぜひ新しいアイデアを出して取り組んでいただければ、ひょっとしたらまだ増える可能性がかなりあるんじゃないかなと私は思っていますので、ぜひ取組をしていただきたいことをお願いして、終わります。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩します。2時35分から再開します。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第17号の質疑を続けます。

なお、4番中村日出代議員に対する追加答弁を許します。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

先ほど中村日出代議員の質問で、児童虐待の相談件数をということでお尋ねがあったところ、34件とお答えをいたしました。その内訳を、今資料を持ってまいりましたので申し上げたいと思います。

まず、34件のうち、身体的虐待、これは疑いも含むなんですけれども、そちらが5件、それから、心理的虐待が19件、こちらが一番多い件数となっております。それから、ネグレクトが9件です。それから、性的虐待がゼロ件、合計の34件となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

説明書の62ページでございます。上から2つです。2点だけ質問いたします。

まず、農道・用排水路施設整備事業について、多良岳オレンジ海道に係る広域農道保全対策工事というふうにあります。オレンジ海道もできてからかなりたちまして、至るところで補修工事が必要かなというふうなことを思っておりましたので、ここに上げていただいて大変うれしく思いますが、具体的にどういった工事をなさるのか教えてください。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

オレンジ海道は日頃から維持管理、補修を行っております。今回、国からの追加の補正をいただきましたので、5年度に行おうと思っておりましたオレンジ海道の舗装の補修を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございます。横断線のほうも気になるところですけど、山間地の道路整備のほうも併せていろいろ配慮していただくようによろしく願いいたします。

2点目がその下の農業経営高度化促進事業補助金で、中山間地での基盤整備というふうに掲げられております。鹿島市の場合、結構多大な面積を占める中山間地を何とか振興していきたいというふうなことを思っているわけですけど、この場合は農地集積か何かの補助金なのか、どのような事業に対して補助金が出ているのか、嘉瀬ノ浦地区のことなのか、その辺も併せて教えてください。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

これはまず、該当地区に関しましては西塩屋と音成でございます。この基盤整備促進事業自体は平成26年度から工事に着手をいたしまして、今年1月に9年かけて全て換地まで完了したというところでございます。

今回の補助金でございますけれども、圃場整備後の担い手への集積率と農地の集約化、集団化率と私たちは呼んでおりますけれども、集団化率、このいずれも当初、圃場整備前の5割以上を達成したということで、こうした補助事業を活用するというような運びとなっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

そうすると、これは支援と言いますが、具体的に言いますと、農地の整備だけというか、そちらのほうの支援と――農地整備はしているんじゃないかなかったですかね。具体的にはどういった面で支援をされるのか教えてください。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

議員おっしゃいますように、農地の整備自体は基盤整備促進事業のほうで行っております。今回の支援というのは、先ほど申しましたように、一定程度の集積、集約が図られたということで、当初使われた基盤整備促進事業というのが、地元負担、自己負担の分が15%というふうになっております。今回、この補助事業を活用いたしまして、地元負担分に一部補助をするということで、最終的には、この補助事業で6%を補助いたしまして、地元負担が9%になるというふうな補助金でございます。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

大変よく分かりました。国のほうも、あるいは県のほうも支援をしていただき、大変ありがたく思います。いろんな面でまだ中山間地等への支援も考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号

○議長（角田一美君）

次に、日程第13、議案第18号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第18号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は51ページでございますが、鹿島市国民健康保険特別会計補正予算書で説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということで、保険税額の見込み、交付金等の確定や決算見込みによるものとなります。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,964千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,755,612千円とするものです。

2ページから4ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

5ページから6ページは今回の歳入歳出補正予算の事項別の明細書でございます。説明は省略いたします。

7ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

1款1項1目．一般被保険者国民健康保険税は、国保税の現年課税分及び滞納繰越分の収入見込みにより14,100千円を減額し、補正後の額を697,900千円といたします。

2目．退職被保険者等国民健康保険税は、現年課税分の費目存置として3千円を増額しております。

8ページ、4款1項1目．保険給付費等交付金は、普通交付金、特別交付金の決算見込みにより92,750千円を増額し、補正後の額を2,691,248千円といたします。

9ページ、6款1項1目．基金繰入金は、令和3年度保険給付費等交付金の確定に伴う精算返還の財源とするため、国民健康保険基金の取崩しにより56,000千円を繰り入れ、補正後の額を56,001千円といたします。

10ページ、6款2項1目．一般会計繰入金は、決算見込みにより1,689千円を減額し、補正後の額を306,505千円といたします。

11ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。

1款1項1目．一般管理費は、役務費繰出金の決算見込みにより104千円を増額しております。

12ページ、1款3項1目．賦課徴収費は、決算見込みにより保険料7千円を減額しております。

13ページ、2款1項1目．一般被保険者療養給付費は、これまでの執行状況と今後の執行見込みにより82,228千円増の2,203,298千円とし、3目．一般被保険者療養費は2,079千円を減額、5目．審査支払手数料は98千円を減額するものでございます。いずれも決算見込みによるものでございます。

14ページ、2款2項1目．一般費被保険者高額療養費は、決算見込みにより3,863千円を増額しております。

15ページの3款1項1目．一般被保険者医療給付費分、16ページの3款2項1目．一般被保険者後期高齢者支援金等分、17ページの3款3項1目．介護納付金分は一般財源と県支出

金の財源組替えでございます。

18ページ、6款1項1目。特定健診等事業費は、主に受診者数の見込み等により特定健診委託料ほか4,170千円を減額しております。

19ページ、6款2項1目。保健衛生費は、一般財源と県支出金の財源組替えを行い、2目。療養費ははり、きゅう施術助成費174千円を増額、3目。保健推進費は、消耗品費70千円を減額しております。いずれも決算見込みによるものでございます。

20ページ、9款1項3目。償還金は、令和3年度保険給付費等交付金の確定、精算に伴う償還金として56,878千円を増額しております。

21ページ、10款1項1目。予備費は、今回の補正に伴う財源調整のため3,859千円を減額しております。

以上で令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号

○議長（角田一美君）

次に、日程第14. 議案第19号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第19号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は52ページでございますが、鹿島市後期高齢者特別会計補正予算書にて説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということで、繰入金や納付金の決算見込みによるものとしております。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,160千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ458,327千円とするものです。

2ページから3ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算補正のとおりでございます。

4ページから5ページは今回補正予算の事項別の明細書ですが、説明は省略いたします。

次に、6ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

3款1項1目．事務費繰入金は、一般会計からの広域連合一般会計及び特別会計の事務費負担金に伴う繰入金となります。広域連合の決算見込みにより1,414千円を減額しております。

2目の保険基盤安定繰入金は低所得者世帯軽減に伴う一般会計からの繰入金ですが、決算見込みにより1,791千円を減額しております。

7ページ、5款4項2目．雑入は、決算見込みにより後期高齢者医療特別対策補助金を45千円増額しております。

8ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。

2款1項1目．後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより3,205千円を減額しております。

9ページを御覧ください。

3款2項1目．他会計繰出金は、後期高齢者医療制度周知に係る市報掲載の経費として45千円を増額しております。

以上で令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号

○議長（角田一美君）

次に、日程第15. 議案第20号 令和4年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

議案第20号 令和4年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

議案書は53ページです。

横置きになっております補正予算書にて説明をいたします。御準備をお願いいたします。

予算書1ページをお開きください。

令和4年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）です。

第2条の業務の予定量です。(1)主要な建設改良事業、その中の(イ)ですけれども、管渠建設改良事業において、既決予定額473,399千円から補正予算額45,596千円を減額し、補正後の金額を427,803千円、また、(ロ)のポンプ場建設改良事業につきましても、既決予定額282,318千円に補正予算額55,000千円を増額し、補正後の金額を337,318千円とするものがございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入、第1款. 下水道事業収益は25,878千円減の1,077,805千円。

2ページになります。

支出、第1款. 下水道事業費用は54,500千円減の997,165千円となります。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、予算第4条本文括弧書きを次のように改めます。「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,126千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,767千円、繰越工事資金15,263千円、過年度分損益勘定留保資金44,372千円、当年度分損益勘定留保資金198,724千円で補てんするものとする。」と

いうことに改めるものです。

したがいまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりといたします。

収入、第1款. 資本的収入は16,474千円減の834,666千円、支出、第1款. 資本的支出は9,404千円増の1,133,792千円となります。

3ページを御覧ください。

第5条、継続費でございます。継続費の総額及び年割額を下表のとおり補正するものです。

鹿島市祐徳門前地区未普及解消事業において、デザインビルド一括発注、民活イノベを活用した事業でございますが、令和4年4月、本事業を中止いたしましたことから、継続費の総額及び年割額を変更するものでございます。令和4年度の年割額をゼロ円といたしまして、継続費の総額を206,800千円に減額いたします。また、全体計画年度を令和2年度から令和4年度までに変更するものでございます。

4ページを御覧ください。

ここからは附属書類となります。

4・5ページは実施計画変更、6・7ページは資金の流れを示します予定キャッシュフロー計算書、8ページは鹿島市下水道事業継続費に関する調書、9・10ページは1年間の経営成績を示します予定損益計算書、11から13ページは期末の財政状況を示します予定貸借対照表でございます。これにつきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、14ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）明細書でございます。

補正の主な内容について説明をさせていただきます。

最初に収益的収入及び支出でございますが、収入、1款2項. 営業外収益は、補助金の資本的収入への組替え等により25,878千円減の744,588千円となります。これによりまして下水道事業収益は1,077,805千円となります。

15ページをお開きください。

支出でございます。1款1項. 営業費用ですが、南舟津雨水ポンプ場建設事業における資本的支出への組替え等によりまして54,500千円の減となります。これによりまして下水道事業費用は997,165千円となります。

次に、16ページでございます。

資本的収入及び支出につきまして御説明をいたします。

最初に収入ですが、1款3項. 国庫補助金において、収益的収入からの組替えによる増及び民活イノベーション推進下水道事業の中止等により16,474千円減の286,377千円となります。これによりまして資本的収入は834,666千円となります。

17ページをお開きください。

次は支出でございます。1款1項. 建設改良費は、1目の管渠建設改良費の委託料及び工

事請負費における祐徳門前地区DB事業の中止等により45,596千円減、2目のポンプ場建設改良費では、収益的支出からの組替えにより55,000千円の増となります。このため、資本的支出は1,133,792千円となります。

以上、令和4年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

下水道事業会計予定損益計算書でお伺いをいたします。

長期前受金戻入というのが358,000千円ほどありますが、これについて説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

御説明をいたします。

長期前受金戻入358,013千円ということですが、この件につきましては、事業ということで整備を行っておりますが、補助事業でありまして、国からの国庫補助があります。これを一時、長期前受金というところに収納するわけですけれども、後々この財源を収益化するために長期前受金戻入という予算の形で収益化をしているというような内容になっております。原資は国庫補助金になります。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

この計算書でのニュアンス的には、この4年度の中で、前受金の戻入ということは、4年度の実績での収益じゃなくて、前年度以降に前受金というものがあったものを、この金額を戻入したので、最終的に利益が上がっているというふうなことでいいんですか。ですから、実際的にはこれがないとマイナス3億円ぐらいになるよということなんですか。それとも、先ほどちょっと言われましたけど、これは国庫補助とかそういったことを言われましたけど、4年度の収入であるということでもいいんですかね。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

ここで収益化、現金化しているのは、これまで国庫補助金のいただいた分を累計というこ

とで、今年度この金額を収益化しているというような状況でございます。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

そしたら、4年度の下水道の収入等を見て、この30,000千円の利益が上がっているということは、正常であるということでもいいんですかね。それはこういった形で戻入が毎年度上がって当然の金額であるというふうなことでいいですか。そこで、これを入れなければマイナス3億円になるというふうなことではなくて、通常こういった形でやるんだということでもいいですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

この金額的には、過去の補助金を戻入するというので、減価償却費相当分を収益化しているという状況になります。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

減価償却を収益化のほうに持ってくるということは、減価償却した設備がまだ使えるよということでの収益化というふうになると思いますが、こういった会計であろうと、そういった減価償却をして、1億円のものがゼロになっても変えなきゃいかんところじゃなくて、戻入という形でこれはまだ使えるよというふうな感じだと思います。

こういったところでも利益というものは非常に出しにくいと思いますので、今後も設備関係が一番だと思いますので、下水道、水道ですね。こういったことについては、しっかりまた見ていただきたいと思います。

終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

2点ほどちょっと質問します。

まず、14ページの一番上に収益的収入及び支出というのがあって、そして、15ページにポンプ場費、委託料が55,000千円減額、これは南舟津の雨水ポンプ場ですね。

次に、今度は16ページの上に資本的収入及び支出のほうの、17ページにまた委託料として、これはポンプ場の建設改良費55,000千円が今度は支出のほうに載っています。私も先日、このポンプ場を見に行ってきたんですけど、進んでいるなという気はしているんですけど、今

の進捗状況と、会計のやり方が変わっていますので難しく見えるんですけど、もう少し簡単にここの書き方を教えていただけませんか。どういうふうな意味なのか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

御説明をいたします。

14ページから17ページの記載内容についてということでございます。

まず、14ページは収益的収入ですね。15ページはその支出。そして、16ページからが資本的収支ということになります。

今現在、浜、南舟津のポンプ場の解体工事、これは事業団のほうに委託をしておりますが、この解体がもともと資産を要するものではないということから、3条予算、要するに収益的収支のほうに計上していたわけです。これがいろいろ専門家の意見を聞いたところ、ポンプ場の建築全体に関わる部分の解体ということで、資本的収支のほうに参入できますよというような御意見をいただきましたものですから、4条予算のほうに移行して組替えをしているというのが今回の補正の主な内容になっております。申し訳ございませんでした。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

ありがとうございました。ちょっと説明をしてもらわなかったらよく分からなかったですね。多分、これは総務の委員会のほうになりますから、委員協議会では説明をされたかも分かりませんが、私は文教のほうなので、ちょっとここがよく分からなかったからお聞きをしました。

あと1点が、17ページに書いてある祐徳門前の未普及解消事業なんですよ。やっぱりこれは、デザインビルド工事が結局途中でやめることになってしまって、ものすごく残念ではあるんですけど、いろいろ業者間のことであったり、いろいろあってこういうふうになったんですけど、これは今後、市のほうで計画しているように進んでいくものなのか、ここがちょっと不安なところなんですけど、担当課長として、今これは進み具合というか、業者ともお話とかはうまくいっているものなのか。ここにこういうふうに工事請負費で出ておりますので、ちょっとそこを説明していただいていいでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

御指摘の祐徳門前地区の下水道整備につきましては、大変市民の皆様のほうに御心配をお

かけしているということで、大変申し訳なく思っているところです。

令和4年4月に事業が中止ということになりまして、それ以降、未普及解消事業ということで予算を変更いたしました、鋭意努力をしているところです。現場のほうを見られたら分かるかと思いますが、今年度はバイパスの推進工事をメインに行ったところでございます。今後、また繰越しになってしまうわけですが、それから、上流の古枝小学校辺りまで推進を進めていきたいというふうに思っています。

それで、全体的な進捗で申しますと、今年度の繰越しまで入れますと、約40%程度が完了するという、延長的にはそういう状況になります。ただ、上流に行きますと、狭小な道路ということで、曲がった意見もありますので、今後、大変な工事になるかとは思っておりますが、延長的には4割程度が進むというような予定でございます。

それと、事業期間につきましても、当初DB事業では6年の完成を見込んでおったわけですが、個別発注ということになりますことから、8年までに延長いたしました、それを目標に努力して推進してまいりたいというふうに思います。この件につきましては、また地元の商店街、あるいは最上流の祐徳稲荷神社のほうにも出向いて説明を行っておりますし、また今後も説明をして、協力、同意を得ていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今、課長から答弁があったように、私はやっぱりデザインビルド、本当だったら来年で完了と言いつたね。令和6年だったんですよ。これが未普及の解消事業ということに切り替えてやって、令和8年までと今おっしゃいましたね。私は状況が悪くなる一方のような気がするんですよ。この後、工事もちよっと難しいところに入ってくるでしょう。そうなってくると、そこが終わって、今度は酒蔵通りというふうになってくると、ますます遅くなっていく。致し方ないところもあるんですが、何とか予算を少し多めにつけていけば早くできるものなのか、それとも、やっぱりこれが個別発注というふうに変わってきたということも、今この社会的状況で簡単にいくものなのかなという、私はそんな気がするんです。何でもかんでも、いろんな物価も上がってきた、人件費も上げにやいかんだろうとかという話も出てきていますよね。

だから、ここの辺り、できるだけこの後、修正修正とならないようお願いをしたいところなんです、多分、担当課を含め頑張っていらっしゃるとは思いますが、そのところを今、担当課長として、あなたの気持ちというか、見解はどうでしょうか。お答えできますか。よかったらお願いします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

この件につきましては、確かに単年度予算ということで、毎年要望いたして予算確保をするという形になりますので、どの程度予算がつくのかというのが本当に心配ではあるわけですが、この事業を中止して、その後、国、あるいは県とも協議を詰めてまいったわけですが、今後の予算の件について、ペナルティーというか、そういうところにつきましては御意見はいただいておりませんで、このエリアについては国のほうもぜひ推進して、投資している資産が有効に活用できるようにということでコメントをいただいたところです。その件もありまして、今年度施工実施いたしておりますが、来年度につきましても予算につきましては計画で予定した金額を要望いたしているところです。

今後、御指摘いただいておりますように、狭小な道、あるいは水が出てくる地下水の件もありますので、大変な難工事になることも考えられるわけですが、それは現時点でちょっと我々のほうも分かるわけではないので、現場、発注をいたして、また工事の面で協議をして、よりよいというか、効率的な下水道の整備を進めていきたいというふうに考えておるところです。皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

ありがとうございます。この工事は、今後の鹿島市の観光戦略にも非常に重要なところなはずです。祐徳神社に行く参道であったり、そういうふうなところもやっぱり早く工事を進めないといけない。厳しい道のりだろうとは思いますが、これからも県と相談をして、しっかりとこれを早くやらないと、鹿島市の将来的にもよくないということも訴え続けて、県の中でも祐徳稲荷神社といたら非常に大きな観光地ではあるんですね。そういうふうなのをしっかりと説いていただいて、早く実現するようにお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 令和4年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月2日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時27分 散会